

<資料 3>

保安規定第 73 条の 2 についての質問回答

令和元年 11 月 29 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

もんじゅ保安規定変更申請に係る面談にて頂いたご質問について、以下の通り回答する。

Q1. 「具体的に何を対象」に外観検査や健全性の評価をするのか？

(中性子しゃへい体等の具体性を持って回答願います)

A1.

今後、外観検査を行う対象物は無い。

また、健全性評価については、原子炉内の炉心構成要素と原子炉に装荷するため炉外燃料貯蔵槽に貯蔵中の中性子しゃへい体(4体)と固定吸収体(1体)が対象である。

Q2. 上記の対象は「何をするため」健全性を確認するのか？

(今後の何の作業に使用する予定なのか)

A2.

炉心構成要素の維持機能である「炉心形状の維持」機能を確認するため、搬入時の炉心構成要素の外観検査を実施し、外観検査記録の確認とともに、原子炉内の炉心構成要素と原子炉に装荷するため炉外燃料貯蔵槽に貯蔵中の炉心構成要素に異常がないことの確認として1年に1回以上健全性の評価(ナトリウムの液位、液温、純度を確認)を行う。

今後の使用予定としては、炉外燃料貯蔵槽の固定吸収体は燃料取出し作業をするため炉心に装荷します。炉外燃料貯蔵槽内の中性子しゃへい体は、燃料交換設備の事業者自主検査等の設備試験・検査に使用する。

Q3. その作業は廃止措置計画において、どういう扱いであるのか。

(計画でどう記載されている作業なのか)

A3.

炉外燃料貯蔵槽の固定吸収体の炉心装荷については、廃止措置計画に記載している（下記参照）。

燃料交換設備の事業者自主検査等における取扱い対象物（中性子しゃへい体）は、当該要領で示し、廃止措置計画には記載していない。

「参考」

廃止措置計画申請書 本文五（抜粋）

4. 第 1 段階に行う解体の方法

(2) 燃料体取出し作業

燃料体取出し作業は、燃料体を炉心から取り出して炉外燃料貯蔵槽に移送する作業（以下「燃料体の取出し」という。）及び燃料体を炉外燃料貯蔵槽から取り出して燃料洗浄設備において付着したナトリウムを蒸気及び水によって洗浄し、燃料池の貯蔵ラックに貯蔵する作業（以下「燃料体の処理」という。）からなる。燃料体を取り出した後の炉心位置には、燃料体の取出しを安全かつ確実にを行うために、燃料体の形状、重量等を模擬した模擬燃料体又は固定吸収体（以下「模擬燃料体等」という。）を装荷する。

以上